

8月から

# 介護保険利用者の費用負担などが変わります



## 一定以上の所得がある65歳以上の人の負担割合が2割になります

■対象＝市民税が課税されている65歳以上の人で、①合計所得金額が160万円以上の人 ②単身で年金収入のみの場合は年収280万円以上の人。ただし、世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

## 高額介護サービス費の利用者負担上限額が37,200円から44,400円になります

■対象＝同一世帯内に課税所得が145万円以上の65歳以上の人がいる場合。ただし、①同一世帯内に65歳以上の人1人であり、その人の収入が383万円未満②2人以上であり収入をあわせて520万円未満の場合は、市へ申請することで37,200円になります。

## 施設入所(入院)者の食費・居住費減額の適用要件が変わります

施設入所(入院)者の食費・居住費減額(下表参照)は、次の4つの要件をすべて満たす人が対象となります。

- ①要介護(要支援)認定を受けている人。
- ②世帯全員が市民税非課税の人。

**新要件** ③配偶者がいる場合は、配偶者が市民税非課税の人。

**新要件** ④預貯金(現金、有価証券を含む)が①配偶者がいる場合は2,000万円以下②配偶者がいない場合は1,000万円以下。

※③④の配偶者とは、住民票上の世帯が別になっている配偶者や、婚姻届をしていない事実婚も含みます。



### ◆食費・居住費の負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	食費	居住費			
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
第1段階 老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階 本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	390円	820円	490円	490円(420円)	370円
第3段階 利用者負担段階が第1・2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円

※( )内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額。

### 負担限度額認定の更新申請を!

負担限度額認定の有効期限は7月31日までです。認定証をお持ちの方は、8月3日～同31日までに本庁・高齢者支援課または各支所担当課へ更新の申請をしてください。

#### ●申請のときに必要なもの

被保険者本人とその配偶者(配偶者がいる場合)の印かん、預貯金などの金額が確認できる通帳などの写し。

【問い合わせ先】本庁・高齢者支援課 ☎ 1111

## 新 市設置型浄化槽使用料(倉岳・新和・天草が対象)

◆料金の計算方法…人槽区分の料金×消費税(8%) ※円未満の端数がある場合は切り捨て。

人槽区分	使用料(1月につき。期間は請求月)			
	H27年12月～28年5月	H28年6月～29年5月	H29年6月～30年5月	H30年6月～
5人	2,800円	3,000円	3,200円	3,400円
6人	3,000円	3,200円	3,400円	3,600円
7人	3,300円	3,500円	3,700円	3,900円
8人	3,700円	3,900円	4,100円	4,300円
10人	4,100円	4,200円	4,300円	4,400円
11人から15人まで	7,400円	7,500円	7,600円	7,700円

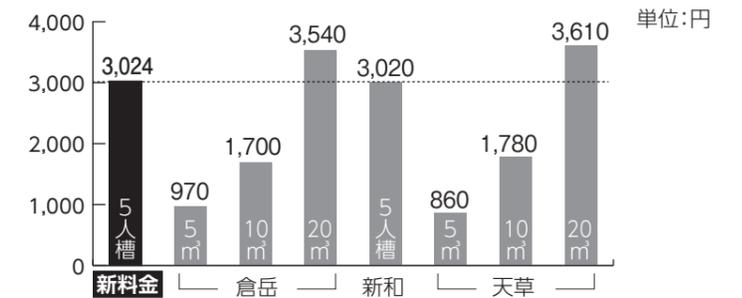
※16人からの使用料は、本庁・水道局経営管理課へお尋ねください。

### ◆新料金と各地域の現行料金との比較

※倉岳・天草は使用水量による料金体系のため5～20㎡の料金を掲載。

【計算例】5人槽を使用した場合  
(平成27年12月請求分)

定額料金	2,800円①
消費税(8%)	224円②
合計(①+②)	3,024円



## 水道課・下水道課からのお知らせ

### 水道メーターの取り替えにご協力ください

皆様のご家庭や各事業所などに設置している水道メーターは、計量法により有効期限が8年と定められています。このため、市では有効期限が過ぎる前に、計画的に水道メーターの取り替えを実施しています。取り替え作業は、業者に委託して実施します。屋外作業ですので、ご不在の場合でも取り替えさせていただくことがありますので、ご了承ください。

作業中は、一時的に水道が使用できなくなります。ご協力をお願いします。



▲水道メーター

【問い合わせ先】本庁・水道課  
(本渡浄化センター内) ☎ 1111

### 下水道整備地域にお住まいの皆さんへ 下水道へぜひ接続を!

下水道は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために、不可欠な施設です。下水道へ接続することで、悪臭や害虫の発生が抑えられ生活環境が良くなるほか、側溝や河川がきれいになるなど自然環境を守ることにもつながります。

下水道の整備地域(本渡・御所浦・倉岳・五和・天草・河浦の一部)にお住まいで下水道に接続していない場合は、ぜひ接続をお願いします。

お住まいの地域が下水道整備地域かどうかなど詳細は、本庁・下水道課または各支所担当課へお尋ねください。

【問い合わせ先】本庁・下水道課  
(本渡浄化センター内) ☎ 3498  
/各支所担当課